

軽 微 な 変 更 届

8 軽微な変更

(1) 軽微な変更の取扱い

法第20条第2項に規定のある軽微な変更をしようとするときは、その旨を届け出なければならない。軽微な変更とは、たとえば、(ア)業務主任者の変更 (イ)機械設備の更新。

(2) 軽微な変更の届出

① 提出書類

ア 軽微な変更届書（様式第3-2）

イ 認可申請に必要な書面または図面のうち、軽微な変更により記載内容の変更を必要とするもの。

② 提出先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課

③ 提出部数

正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

軽微な変更届書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。